

介護職員処遇改善交付金に係る処遇改善計画等について

(1) 処遇改善計画書について（案）

介護職員処遇改善交付金による助成を受けようとする事業者は、助成申請にあたり処遇改善計画書を都道府県に提出することとされているが、その取扱い等について、現時点での（案）をお示しするので、都道府県におかれては参考とされたい。

なお、ここにお示した（案）については、今後の変更があり得るものであり、詳細が確定次第、各都道府県あて送付することとしている。

基本的事項

① 処遇改善計画書の構成

処遇改善計画書は「賃金改善について」と「賃金改善以外の処遇改善について」により構成されるものとする。

② 介護職員（訪問介護員等含む。以下同じ。）への周知

助成申請を行う事業者は処遇改善計画書をすべての職員が閲覧できるような場所に掲示する等の方法により、すべての職員に周知をした上で、都道府県に提出しなければならない。

③ 処遇改善計画書の作成単位

処遇改善計画書の提出にあつては、原則として、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）ごとに当該事業所の所在地を管轄する都道府県あてに提出することとしている。

なお、処遇改善計画書を事業所等ごとに作成する必要はなく、事業者（法人）が一括で作成してもかまわない。また、同一の就業規則により運営されている地域・サービス等ごとの作成も可能である。この場合においても提出は都道府県ごとに行うものとするが、事業所ごとに書類を作成する必要は必ずしもなく、処遇改善計画書に事業所等の一覧表を添付することでも足りるものとする。

賃金改善についての具体的な内容について

① 処遇改善計画書における賃金改善についての記載事項

平成 21 年度の助成申請にかかる処遇改善計画書における「賃金改善について」は、次の事項を記載することを想定している。

ア 交付金の一月当たり交付見込額

イ 介護職員一人当たりの賃金改善見込額（月額）

ウ 賃金改善の方法（改善給与項目）

⇒改善しようとする給与項目（以下「改善給与項目」という。）及び当該改善の期間（以下「改善対象期間」という。）を具体的に記載する。

例）・ 基本給の増額（ベースアップ）

- ・ 各種手当の増額
 - ・ 手当の新設
 - ・ 夜勤手当の単価の割り増し
 - ・ 賞与又は一時金の新設 等
- エ 前年度の介護職員の常勤換算数（総数）
- オ 前年度の介護職員に対して支払った賃金等の総額
- ※具体的な計算方法等については検討中。

② 本交付金による賃金増加分の支払い方法について

支払い方法については、改善給与項目を明確に記載させるものとする。
 なお、実際の支払いの時期については、月ごとに支払うことも一括して支払うことも可能とする。

③ 実績報告書について

平成 21 年度の助成にかかる実績報告書においては処遇改善計画書の作成単位ごとに次の事項を記載することを想定している。

- ア 助成を受けた交付金の総額
- イ 改善対象期間における介護職員の常勤換算数の総数
- ウ 改善対象期間に介護職員に対して支払った賃金等の総額
- エ 賃金改善に充当した交付金の総額
- オ 介護職員一人当たりの賃金改善額（月額）

※具体的な計算方法等については検討中。

なお、毎年度の実績報告を行う時点において、賃金改善に充当した交付金の総額が助成を受けた交付金の総額を下回る場合は、当該差額を都道府県に返還するものとする。

賃金改善以外の処遇改善についての具体的な内容について

① 賃金改善以外の処遇改善についての記載事項

賃金改善以外の処遇改善については次のような内容を記載することを想定しているが、具体的な記載内容は任意のものとする。なお、これらはいくまで例示であり、必ずしもこれに準ずる必要はない。

- ア 処遇全般について
 - ・ 賃金体系等の人事制度の整備
 - ・ 非正規職員から正規職員への転換
 - ・ 短時間正規職員制度の導入
 - ・ 昇給または昇格要件の明確化
 - ・ 休暇制度、労働時間等の改善
 - ・ 職員の増員による業務負担の軽減
- イ 教育・研修について

- ・ 人材育成環境の整備
- ・ 資格取得や能力向上のための措置
- ・ 能力向上が認められた職員への処遇・配置の反映

ウ 職場環境

- ・ 出産・子育て支援の強化
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成
- ・ 健康診断・腰痛対策・こころの健康等の健康管理面の強化
- ・ 介護補助器具等の購入・整備等
- ・ 休憩室・談話室の確保等

エ その他の改善

※ 介護職員処遇改善交付金は、その使途を介護職員の賃金等にのみ限定しているため、これらの改善のための費用に充当することはできない。

その他の取扱い

① 処遇改善計画書の添付書類

処遇改善計画書には次の書類を添付しなければならない。

ア 労働基準法第 89 条に規定される就業規則等（作成義務のある事業所に限る。）。

また、就業規則等を改正した場合には、その都度改正後の就業規則等を当該改正の概要を付した上で、都道府県に提出しなければならない。

注）賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程を併せて提出

イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険料等の納入証明書、労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

（２） 労働法規等の遵守状況について

○ 都道府県は、交付金の助成を受けていた事業所等が、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等（以下「労働基準法等」という。）の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合、既に支給された一部又は全部の助成金の返還及び当該違反の状態が適正化されるまでの間の、助成金の支給停止を行うことができるものとする。

○ また、都道府県は本交付金を一つの契機として、助成を受けようとする者に対し労働基準監督署作成のパンフレットを配布する等の方法により、事業所における労働基準法等の遵守状況を改めて確認するよう促し、

より一層の介護労働者の労働条件の確保・改善を図られたい。

(3) キャリアパス要件について

- 介護職員の確保・定着をはかるためには、能力、資格、経験等に応じた処遇を行うことが重要との指摘を受けているところである。
- 平成 22 年度以降の助成にあつては、基本的に平成 21 年度の取扱いに準拠することを想定しているが、キャリアパスに関する要件を満たしていない場合は助成額を減額することを予定している。
- その具体的な内容としては現在検討中であるが、例えば、
 - ア 介護職員についてどのようなポスト・仕事があり、そのポスト・仕事に就くために、どのような能力・資格・経験等が必要なのかを定め、
 - イ それに応じた給与水準を定めること等を要件とすることを考えている。
- 今後、多くの事業所がこうした要件を満たすことにより、介護職員の確保・定着促進が図られることが重要と考えており、特別養護老人ホームや訪問介護など事業所等の特性に応じたモデルについて、事業者団体の協力を得ながら具体化していくことを予定している。

●高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律

〈予算関連法律〉

高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、基本方針の拡充、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進等の措置を講ずる。

背景

- 高齢化の進展(特に高齢単身世帯、要介護高齢者の増加)
- 住宅のバリアフリー化の立ち遅れ、生活支援サービス付住宅の不足



バリアフリー化されていない住宅の例

住宅施策と福祉施策の連携が必要

概要

○基本方針の拡充

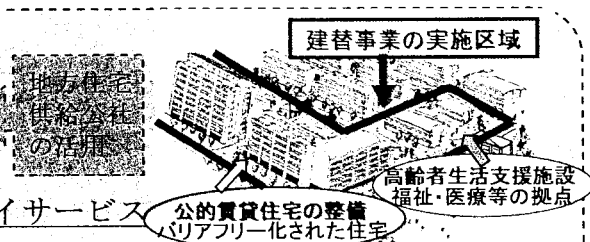
- ・国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で策定し、老人ホーム、高齢者居宅生活支援体制等を追加

○高齢者居住安定確保計画の策定

- ・都道府県が高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を策定

- ・高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者居宅生活支援施設(デイサービスセンター等)の整備の推進
- ・住宅のバリアフリー化の推進

- ・公的賃貸住宅団地内の高齢者生活支援施設(デイサービスセンター、交流施設等)の整備の推進(予算)



公的賃貸住宅団地内の高齢者生活支援施設の整備

○高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

①整備・管理の弾力化

- ・高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅を認知症グループホームとして賃貸可能

②高齢者生活支援施設への補助制度の創設(予算)

- ・高齢者向け優良賃貸住宅と一体的に整備される高齢者生活支援施設の整備の推進



高齢者生活支援施設

③税制優遇措置の拡充(税制)

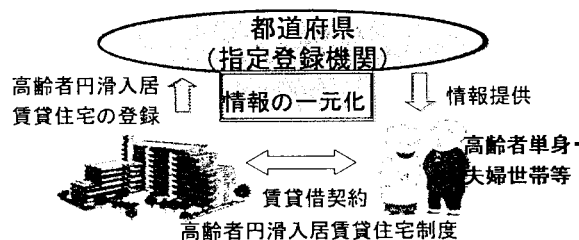
- ・高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅への割増償却の拡充 等

○高齢者円滑入居賃貸住宅の制度改善

①登録基準の設定

- ・最低居住水準等の要件を満たすもののみ登録可能

②指導監督の強化



高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいを確保

高齢者の居住の安定確保に関する法律(概要)

基本方針

・国土交通大臣及び厚生労働大臣は、次の事項を定める基本方針を定めなければならない。

- ①高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標の設定に関する事項
- ②高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する基本的な事項
- ③高齢者居宅生活支援体制の確保に関する基本的な事項 等



高齢者居住安定確保計画

・都道府県は、基本方針に基づき、次に掲げる事項を定める計画を定めることができる。

- ①高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
- ②高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
- ③高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項 等

賃貸住宅施策

高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧 (高齢者の入居を拒否しない賃貸住宅の情報提供)

- 登録基準 ①一定規模以上の床面積、②一定の構造及び設備 等
- 家賃の債務保証
- 報告徴収、基準適合指示

高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進

- (良好な居住環境を備えた高齢者向け賃貸住宅の供給促進)
- 認定基準 ①一定規模以上の床面積、②一定の加齢対応構造、③基本方針及び高齢者居住安定確保計画への適合 等
- 整備に要する費用、家賃の減額に要する費用の補助
- 高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅を認知症グループホームとして賃貸可能
- 高齢者居住安定確保計画に位置づけられた場合において地方住宅公社が委託により高齢者向け優良賃貸住宅及び合築した高齢者居宅生活支援施設の整備等を実施可能
- 報告徴収、改善命令 等

終身建物質貸借

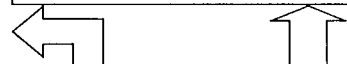
(借家人が死亡した時に終了する借家契約)

- 認可基準 ①一定規模以上の床面積、②一定の加齢対応構造、③基本方針及び高齢者居住安定確保計画への適合 等
- 報告徴収、改善命令 等

持ち家施策

住宅の加齢対応 改良に対する支 援措置

- リバースモーゲージによる住宅改良資金の貸し付けに係る債務保証
- 高齢者居住安定確保計画に位置づけられた場合において地方住宅供給公社が委託により住宅の加齢対応改良を実施可能



高齢者居住支援センター

センターは次に掲げる業務を行う。

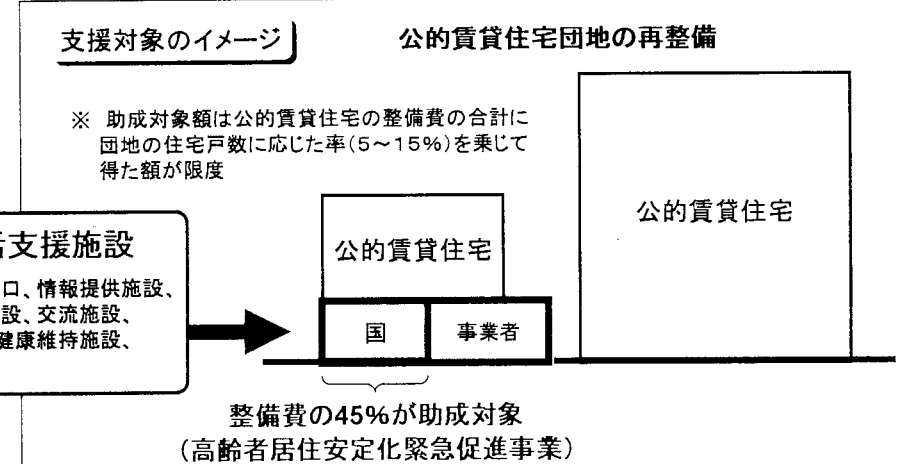
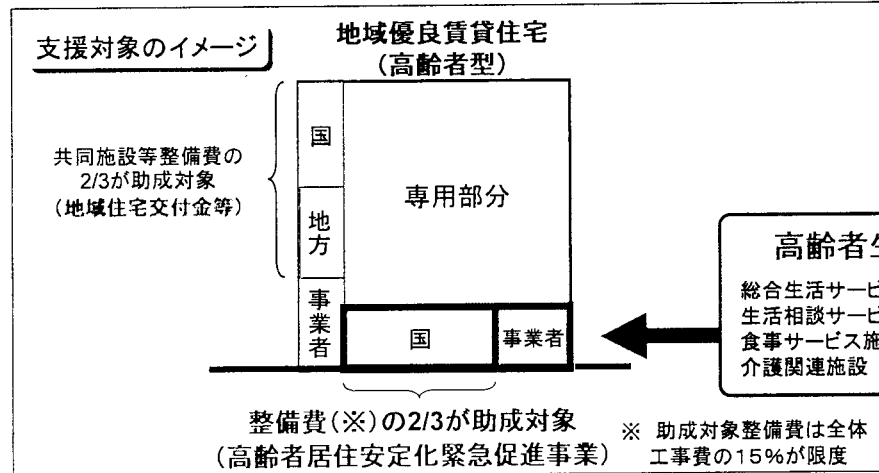
- ①高齢者円滑入居賃貸住宅に入居する高齢者の家賃に係る債務の保証
- ②リバースモーゲージによる住宅改良資金の貸し付けに係る債務の保証 等

下線部は今回改正事項

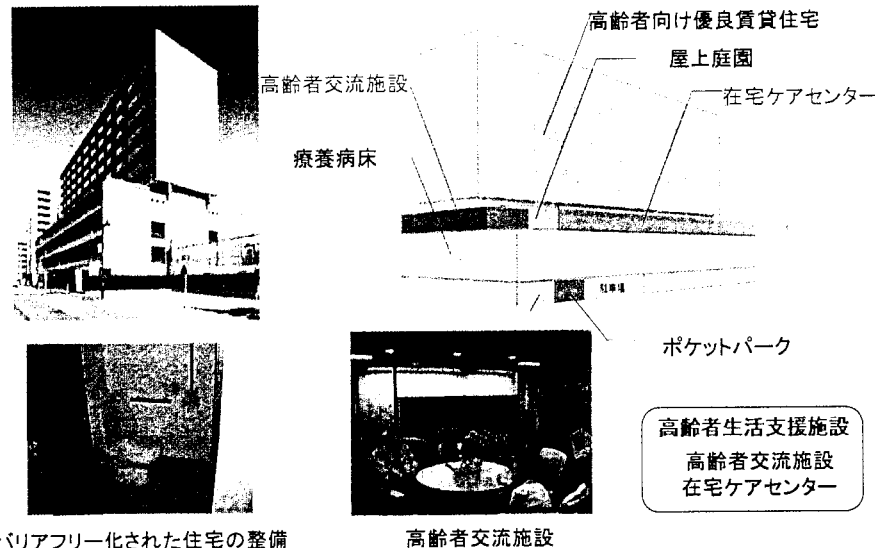
高齢者居住安定化緊急促進事業の創設

【平成21年度予算 40億円】

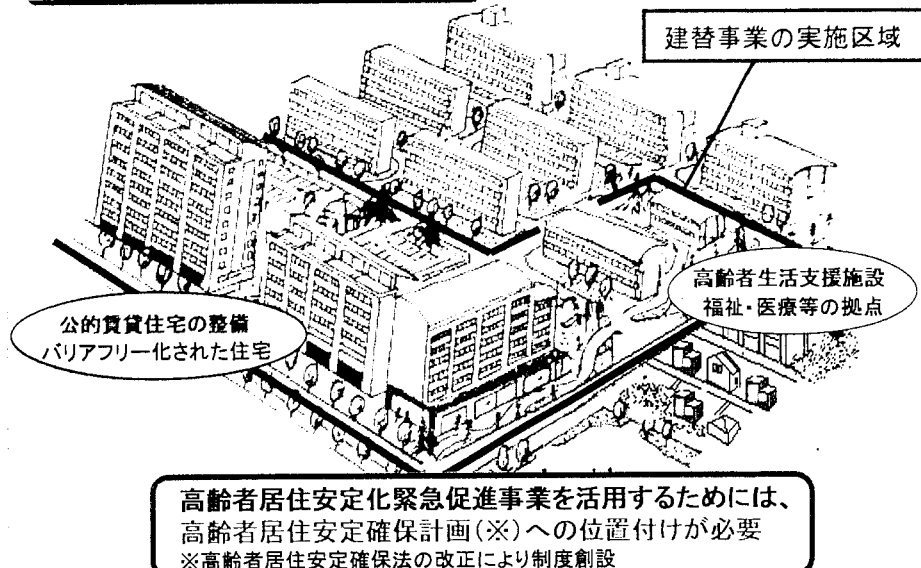
公的賃貸住宅の整備にあわせて高齢者生活支援施設を整備する事業に対し、国が緊急的な助成を行う制度を創設し、高齢者が生活支援・介護サービス等の提供を受け、安心して居住し続けることができる環境を整備(5年間)



地域優良賃貸住宅(高齢者型)のイメージ

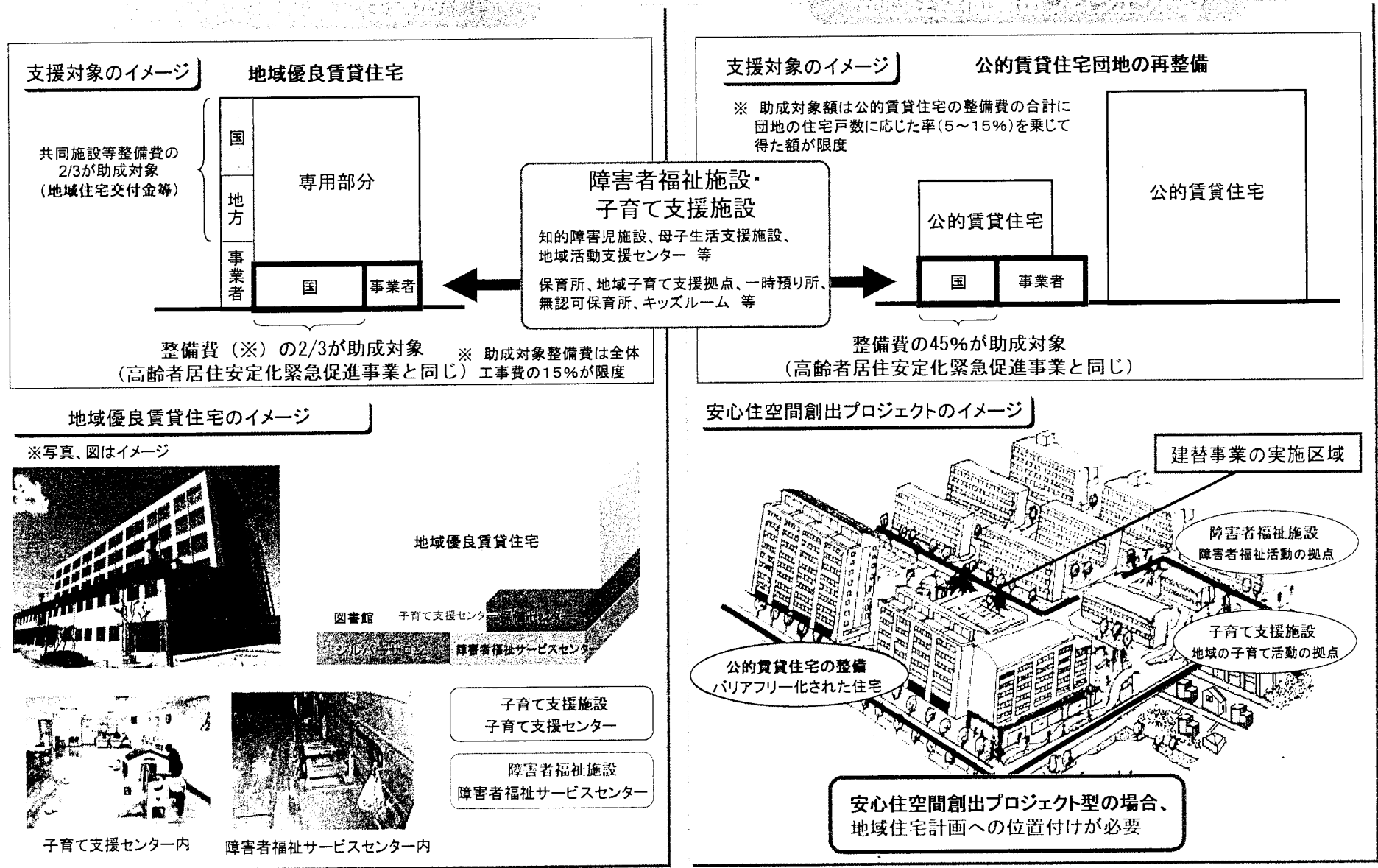


安心住空間創出プロジェクトのイメージ



障害者及び子育て世帯の居住安定化の緊急促進 【平成21年度一次補正予算案 20億円】

公的賃貸住宅の整備にあわせて障害者福祉施設、子育て支援施設を整備する事業に対し、国が緊急的な助成を行う（5年間）。



高齢者の居住の安定確保を図るため、先導的な高齢者向けの住宅に関する技術・システム等の導入や高齢者向けの生活支援・介護サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくり・まちづくりに関する取組みなどを支援(5年間)

- 建築工事費等 : 住宅及び高齢者の交流施設等の整備費(補助率:新築等1/10、改修2/3)、設計費(補助率:2/3)
- 技術の検証費 : 居住者実験、社会実験等の技術の検証に要する費用 (補助率:2/3)
- 情報提供及び普及費 : 選定提案に係る情報提供及び普及に要する費用等 (補助率2/3)

課題

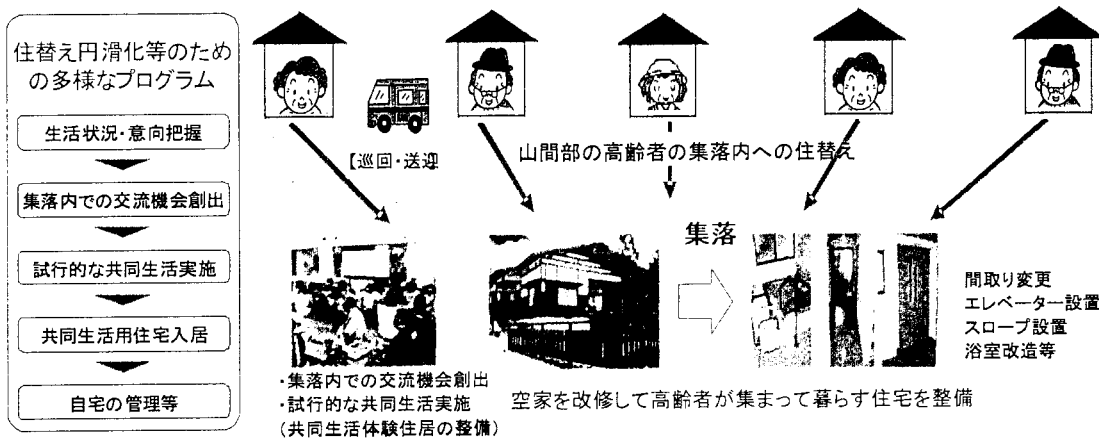
中山間地域等では、過疎化、高齢化の進展により、要介護者の住居が点在しているため、訪問に多くの時間を要し採算がとれず、通所・訪問サービス事業への参入が進んでいない。

提案

提案イメージ

高齢者の集住の誘導によるサービスの効率化・きめ細かなサービス提供

- ・ 集落で集住することによる訪問介護サービス等の効率的な提供
- ・ 集落内で見守り確保、共同生活により相互扶助、集落における日常的な交流により介護予防



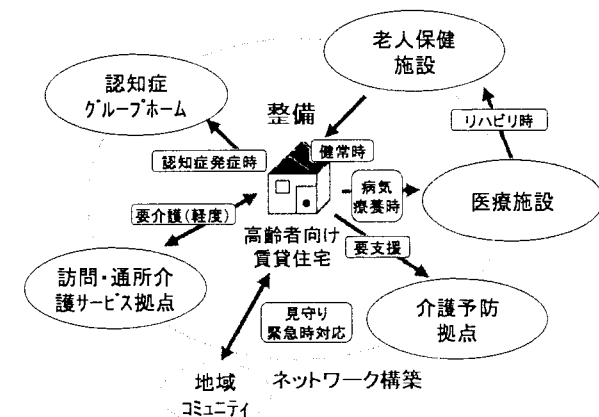
助成対象

住替え円滑化等のためのプログラム策定・実施に必要な経費(補助率2/3)
空家の改修費(補助率2/3)等

※介護保険に係る事業は対象外

高齢者がどのような心身の状況になっても(健常時、入院時、リハビリ時、要介護時等)、住み慣れた地域で安心して居住し続けることができる居住環境を整備

- ・ 施設や高齢者向け住宅の空室等の情報の共有・高齢者へのあっせんにに関する取組み
- ・ 日常時の見守り体制や緊急時対応の体制整備 等



助成対象

高齢者向け賃貸住宅整備費(補助率1/10)
見守り等の連携体制整備に係る経費
(補助率2/3)等

※介護保険に係る事業は対象外